

(参考資料) 在来貨物にかかる集貨事業・航路誘致事業について

	事業名	対象事業	対象事業者	補助金額	
①	航路誘致事業	定期在来船航路 新規開設等支援事業	下記を満たすもので、継続的に実施する事業 ◎外航在来船又は外航RORO船による ・航路の新規開設 ・既存航路の改変による神戸港への追加寄港若しくは増便等を行う事業 ◎概ね1か月に1度以上の頻度で定期的に神戸港に寄港する事業 ◎神戸港の利便性向上に資する事業であり、着岸場所が私有ふ頭でない事業	日本国内に事業所を設ける外航船社 又は その日本代理店	新たに投入等する船舶の総トン数、寄港回数に応じて決定
②		神戸港在来貨物 集貨促進事業	新たな貨物、新たな仕向け地等、神戸港を利用して新たに在来貨物を輸出入・移出入する事業 <対象経費の例> 工場から神戸港への輸送費、本船への船積み費等	荷主 又は 物流事業者	対象経費の1/2 (上限:2,000千円)
③		神戸港内2次輸送 支援事業	新たな貨物、新たな仕向け地等、神戸港を利用して新たに在来貨物を輸移出する事業 <対象経費の例> 神戸港内の一時保管場所から船積み場所までの輸送費等	物流事業者	対象経費の1/2 (上限:2,000千円)
④		神戸港輸出梱包 支援事業	新たな貨物、新たな仕向け地等、神戸港を利用して新たに貨物を輸出する事業 <対象経費の例> 神戸港の臨海部の事業所で業務を行う梱包事業者による、貨物の梱包作業に要する経費	荷主 又は 物流事業者	対象経費の1/2 (上限:2,000千円)
⑤		神戸港貨物集貨施設 等整備支援事業	神戸港の公共ふ頭用地において、集貨施設等の建設又は整備を行う事業のうち、各種要件を満たす事業 <対象経費の例> 集貨施設等の建設又は整備に要する費用	神戸市港湾施設条例 第3条を満足する者	対象経費の10% (上限:10,000千円)